

健康診断実施における感染症対策について

作成日 2020年5月18日



○当院の基本姿勢

・新型コロナウイルス感染症対策として「3密」を可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めております。

○受診環境の確保

- ・受診者、職員相互の安全確保のため、マスクの着用を原則とします。
- ・マスク不足が深刻な折、原則として受診者自身で用意ください。

○職員が感染源とならないための配慮

・職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには職場に電話連絡し医療機関を受診します。管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認、記録し異常を認めた場合は出勤を停止します。

・すべての職員はマスクを着用するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による種子消毒を徹底して行います。

・職員休憩室らロッカー室の什器等においても定期的な消毒を行い、職員間で感染が起こらないように努めます。

・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指導に基づき、直ちに万全の対応を行います。

・新型コロナウイルス感染者に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導にも基づき、出勤を再開します。

○緊急時の対応

・胸部エックス線検査で新型コロナウイルス肺炎を疑う所見が認められた場合は、直ちに当該受診者に説明し、その後の健診を中止します。

・当該受診者の移動経路について接触部位の消毒を直ちに行い、関与した職員の接触状況を調査します。

○受診者にお願いする事項

・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は受診をお断りしていますので、体調が回復してから受診してください。

→いわゆる風邪症状が持続している方

→発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状がある方

→過去 2 週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）のあった方

→2 週間以内に法務省、厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）

→新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があります、待機期間内（自主待機も含む）の方

- ・ 健診中は各自マスクを着用していただきます。
- ・ 入口等にアルコール消毒液を用意しますので、入館（室）時と退館（室）時は手指消毒をお願いします。※アルコールを使えない方は、近くの職員へお気軽にお声がけください。
- ・ 受付時間をお守りいただけますよう、ご協力お願い致します。
- ・ 健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがあります。